

令和3年度 包括外部監査（令和4年3月24日報告）【指摘事項】

テーマ：水道施設及び浄水施設に係る事務の執行並びに関連する財務及び経営管理について

No.	該当所属	監査の結果（要約）	措置・対応状況の別	内容
3	浄水課 (荒井浄水場)	<p>第5 包括外部監査の結果（個別事項）</p> <p>2 固定資産管理</p> <p>(3) 浄水施設（堀口浄水場・荒井浄水場）</p> <p>② 管理台帳の整備・運用状況</p> <p>施設台帳の更新について（荒井浄水場）</p> <p>荒井浄水場では施設台帳に修繕の履歴を記載することとしており、当該履歴の記載は委託先が行っている。しかし、令和2年度において実施された修繕等について施設台帳を閲覧したところ、施設台帳に記載のないものがあった。施設台帳への記載が網羅されているのかを局として確認を行う必要がある。</p>	措置 (完了)	<p>一般の荒井浄水場の施設台帳に令和2年度に実施した修繕履歴の記載がないものがあったことについては、委託先へ修繕結果の周知が十分でなかったことが原因であります。</p> <p>指摘のあった点については、すみやかに施設台帳に記載させ、局としてこれらを確認したところ です。</p> <p>今後は、局発注で修繕を行った場合は、書面で伝達する等確実に委託先と共有し、委託先が作成する業務日誌への記載及び施設台帳への反映を、局として複数の職員で確認してまいります。</p> <p>令和4年8月26日措置通知 市長</p>
7	浄水課	<p>④ 設備点検の実施状況</p> <p>定期的な点検方針の策定について</p> <p>平成30年の水道法の改正により、コンクリート構造物については5年に1度の点検を行うこととされた。しかし、現時点では局としてどのような頻度でどのような点検を行うかが明確にされていない。</p> <p>荒井浄水場では、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」（令和元年9月 厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課）の例に従い、令和2年度において点検を実施し、点検記録簿を作成している一方、堀口浄水場では日常点検の一環として点検を実施しているとのことであるが、荒井浄水場のような点検記録簿の作成は行われていない。</p> <p>局として、コンクリート構造物についての定期点検について頻度や点検方法等を定めるとともに、点検記録簿の様式を定めて、適切に点検を実施する必要がある。</p>	対応状況	<p>一般のコンクリート構造物の点検に係る点検頻度や様式を局として定めていなかったことについては、同構造物の点検は日常点検の一環として常時実施しているため、改めて様式等を定めていなかったことが原因であります。</p> <p>指摘のあった点については、水道法施行規則第17条の2第1項第3号に基づき、点検頻度は5年に1回とし、様式はガイドラインを参考に、点検記録簿に対する局としての評価及び顛末の記載欄を設け、両浄水場の様式を統一いたしました。</p> <p>今後は、点検する構造物は複数あることから、5年周期の点検計画を作成し、コンクリート構造物の点検を今年度から実施してまいります。</p> <p>令和4年8月26日対応状況報告 市長</p>
8	浄水課	<p>定期点検結果の取扱いについて</p> <p>荒井浄水場では、令和2年度において委託先がコンクリート構造物の点検を実施し、点検記録簿に結果を記載している。しかし、点検記録簿を閲覧したところ、異常ありとされている項目があるものの、当該異常項目について、局としてどのように評価し、また対応したかについて明確になっていない。</p> <p>委託先により点検記録簿に記載された設備の異常等の検出事項についての顛末について、局として点検記録簿に記載する必要がある。</p>	措置 (完了)	<p>一般の委託先から提出されたコンクリート構造物点検記録簿に、局の評価及び顛末の記載がなかったことについては、同記録簿の取り扱い方法が、局として明確でなかったことが原因であります。</p> <p>指摘のあった点については、令和4年3月末までに、点検記録簿に局としての評価を記載いたしました。</p> <p>今後も、委託先から提出された点検記録簿に局としての評価を記載し、場長までの確認を行うとともに、委託先と情報共有することで、施設の維持管理の強化に繋げてまいります。</p> <p>令和4年8月26日措置通知 市長</p>
9	浄水課 (堀口浄水場)	<p>日常点検における異常事項の取扱いについて（堀口浄水場）</p> <p>堀口浄水場では、委託先の日常監視等により発見された設備の異常については、委託先より不具合報告書を受領している。また、各事案について対応が完了した場合には、委託先から完了報告書の提出を受領し、各事案の不具合報告書と合わせて綴り保管している。</p> <p>しかし、報告書の綴りを閲覧したところ、完了報告書のない事案が散見され、不具合報告書に対する水道局での各事案の評価（修繕が必要なのか、不具合は軽微であり経過観察するのかなど）についての記載がなく、不具合が放置されているのかどうか書面上で不明瞭である。</p> <p>荒井浄水場のように受付簿を作成し、事案の顛末について適切に管理することが必要である。</p>	措置 (完了)	<p>一般の堀口浄水場に委託先から提出される不具合報告書に完了報告書のない事案があったこと、不具合報告書への局としての評価が記載されていないこと、及び荒井浄水場のような受付簿を作成していないことについては、不具合報告書に対する対応方法が局として明確でなかったことが原因であります。</p> <p>指摘のあった点については、荒井浄水場の受付簿を参考に、局としての評価及び顛末の記載欄のある受付簿を作成いたしました。</p> <p>今後は、不具合報告書に係る局として対応については、各職員の役割を含め、今回明確化が図れたことから、これを継続してまいります。</p> <p>令和4年8月26日措置通知 市長</p>
10	浄水課 (荒井浄水場)	<p>日常点検における異常事項の取扱いについて（荒井浄水場）</p> <p>荒井浄水場においても、堀口浄水場同様、委託先の日常監視等により発見された設備の異常については委託先より不具合報告書の提出を受けており、局では受付簿を作成し、当該不具合の対応状況を管理している。</p> <p>しかし、受付簿を閲覧したところ、不具合の対応状況について、受付簿に記載がないものが散見され、各事案の顛末が不明確な状況であった。</p> <p>不具合の報告について局として当該不具合についてどのように評価し、どのような対応を取ったかについて適切に記録する必要がある。</p> <p>また、受付簿が年度単位で管理されており、当年度で対応していない事案については翌年度に繰越がなされていない。翌年度に繰越される事案については翌年度の受付簿に記載し、対応状況について適切に管理する必要がある。</p>	措置 (完了)	<p>一般の委託先から設備の異常に係る不具合報告書を受けていたが、局が作成する受付簿に対応状況の記載がなかったこと、同報告に対する局の評価がないこと、及び年度内に対応していない事案が翌年度の受付簿に記載されていないことについては、不具合報告に対する局としての対応方法が明確でなかったことが原因であります。</p> <p>指摘のあった点については、荒井浄水場においても記載がなかった不具合報告を令和3年度の受付簿にすみやかに記載し、令和4年度は、受付簿を新たな様式とし、前年度からの繰り越し事案を記載するとともに、各事案に対する局の評価及び顛末を記載することといたしました。</p> <p>今後は、不具合報告書に係る局としての対応については、各職員の役割を含め、今回明確化が図れたことから、これを継続してまいります。</p> <p>令和4年8月26日措置通知 市長</p>

13	お客様サービス課	<p>5 債権管理 (2) 滞留債権管理 ② 督促 督促状に記載すべき納入期限について 郡山市債権管理条例施行規則第3条第2項によると、督促状に指定すべき納入の期限は、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日とされているが、サンプルチェックを実施した令和2年5月・6月分においては、納入通知書発送日が6月11日、納期限が7月6日、督促状発送日が7月20日、督促状納期限が8月5日とされていた。10日を経過した日とは、初日参入のため督促状発送日の7月20日から11日目である7月30日であるため、7月30日を督促状に記載すべき納期限とすべきである。</p>	措置 (完了)	<p>指摘があった督促状の納期限につきましては、令和4年度から督促状を発送した日から起算して10日を経過した日に納期限を改めました。</p> <p>令和4年8月26日措置通知 市長</p>
14	浄水課 経営管理課	<p>7 会計制度 (2) 固定資産について ④ 使用見込みのない建設勘定 建設仮勘定について 水道事業会計に計上されている建設仮勘定のうち、今後の工事等に活用する見込みのない調査設計委託費用が長年にわたり計上されていた。 当該調査設計費用については、浄水施設統合事業により、局庁舎を包含する豊田浄水場を廃止し、堀口浄水場へ機能移転したことに伴い、市内3浄水場の運転データをリアルタイムで監視できなくなったことから、関連システムを最新の技術により再構築する事業を実施する目的で、基本設計及び実施設計をコンサルティング会社に委託したものである。 この上記委託成果に基づき、発注に向けて局内で精査した結果、データ伝送を含めた浄水施設等維持管理に係るICT技術は、日進月歩で、導入する段階で検討した技術が過去のものとなっているリスクが有ることから、導入時期を将来に見直し、官民連携等、多様化する契約形態も含め、浄水施設の新しい維持管理体制が構築される時期に、相応しいICT技術を採用すべきであるとの考えに至ったことから、事業の実施を見送った経緯があるとのことであった。 また、現在のところ、工事等により局側が伝送技術を所有せず、受託者である浄水場維持管理業者が持ち込むことで、技術劣化のリスクを回避できる方策を考えているとのことであり、当該システム構築設計委託費用は、今後活用される見込みはない。 事業が見送られた段階で損失処理されなければならないものであった。 本件のように、本体工事が中止となっているような建設仮勘定は、資産性が失われている。このような建設仮勘定は、会計上、損失へ振り替えるべきところであるが、過年度からその振替処理が漏れ、損失が繰延べられている。 また、本体工事等が中止となった際の報告体制について、徹底した運用を行うことはもちろんだが、仮に必要な報告がない場合でも、水道事業に関する工事期間は長期にわたることが多いことから、建設仮勘定に対応する工事が中止になっていないか、当該工事に関する事前調査や設計に係る委託料などが活用されずに資産計上され続けているものがないか、会計上の残高をチェックする体制も構築されたい。 なお、本件3,665千円については、損失が繰延べられていることから、速やかに損失への振替処理を要する。</p>	措置 (完了)	<p>本件（浄水場関連データ伝送システム構築調査設計委託）の建設仮勘定3,665千円について、令和3年度決算において振替処理を行い損失計上しました。 今後は、建設仮勘定の残高チェックについて、「建設仮勘定残高チェック等の処理手順」に基づき、事業所管課と経営管理課で情報共有を行い、会計上の残高をチェックする体制を構築してまいります。</p> <p>令和4年8月26日措置通知 市長</p>
15	経営管理課	<p>⑤ 遊休資産の減損 固定資産の減損について 「地方公営企業法施行規則及び地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」により、固定資産については減損の兆候の検討が必要である。 しかし、現状は減損会計に関する規程がなく、遊休資産について必要な検討が実施されていない。 過去に減損処理を実施している固定資産もあるが、遊休状態にある固定資産について、網羅的に減損処理の検討がなされていない。 また、今後の利活用について検討中であることをもって遊休資産ではないとの取扱をしている固定資産があり、固定資産の減損処理の検討が不要であるという会計上の見積りの判断の根拠が不十分であることから、固定資産減損の検討不足が懸念される。 資産の現況把握、今後の利活用方針の明確化等に努め、遊休資産に該当するかどうかを適切に把握することが求められる。その上で、地方公営企業法施行規則に準拠した減損会計に関する規程を定め、郡山市上下水道局での対応方針を明らかにするとともに、当該規程に沿った適切な減損会計の検討、必要に応じた会計処理または開示を実施することが必要である。</p>	措置 (完了)	<p>遊休資産及び減損会計については、施設の現況を的確に把握するとともに、組織横断的な議論を行った上で、慎重な判断を行う必要があることから、「遊休資産減損会計等の処理手順について」により、既存の庁内検討組織の活用を図りたいと考えます。 令和6年3月18日開催の「郡山市上下水道局ファシリテイマネジメント推進委員会」において、今後、当委員会を活用して、定期的に遊休資産の把握及び減損会計の検討（兆候認識、測定、会計処理等）を行うことについて審議し、承認を得ました。</p> <p>令和6年3月25日措置通知 市長</p>

令和3年度 包括外部監査（令和4年3月24日報告） 【意見】

テーマ：水道施設及び浄水施設に係る事務の執行並びに関連する財務及び経営管理について

No.	該当所属	監査の結果（要約）	措置・対応状況の別	内容
1	経営管理課 水道施設課	<p>第5 包括外部監査の結果（個別事項）</p> <p>2 固定資産管理</p> <p>(2) 管路</p> <p>④ 設備更新の状況</p> <p>管路の更新計画について</p> <p>本市の更新率が全国平均よりも低い理由については、断水時の影響が大きい基幹管路（送水管、配水幹線（口径φ500以上））を優先的に更新しており、更新延長が短くなっているためとのことである。また、今後も基幹管路の更新が継続することから、上記（郡山市注記：2018年から）の10年間の更新計画における各年度の平均延長は6,312mであり、更新率は平成28年度の更新率と同水準が継続する見通しとなっている。</p> <p>しかし、仮に更新率を全国平均の0.7%とした場合でも、全ての管路を更新するのに140年程度を要することとなり、更新基準年数の最長年数100年をも超えることとなり、管路の老朽化の現状も踏まえると、安定した水道供給体制の維持が困難になるものと考えられる。</p> <p>現状の更新計画は、局における人員体制や請負業者の受注能力等に基づく実現可能性も踏まえて設定されているとのことであり、今後更新率を高めるためには、局における発注・監督業務に係る人員の不足や請負業者の受注能力の不足が障害となるものと考えられる。</p> <p>長期的な更新計画の策定に当たっては、更新基準年数を踏まえたあるべき更新延長を見積った上で、見積られた更新延長を実行するために是正すべき事項を分析・検討し、長期的な視点に立って、局における必要人員の確保に加え、請負業者の育成・確保などに努める必要があると考える。</p>	措置 (完了)	<p>長期的な管路の更新計画の策定については、令和4年度にAIを用いた管路の劣化予測診断を実施し、診断結果を地図上に可視化するなど更新計画における優先度の精査及び更新対象の絞り込みによる支出の最適化等を行い、管路の更新年数の短縮に努めてまいります。</p> <p>また、限られた人材で効率的に業務を進めていくために、設計施工一括発注方式（DB方式）などの導入を検討し、複数年契約によって隙間なく設計・工事を実施することで、事業ピークの平準化や工期短縮及び施工体制の確保により事業全体の効率化を図り、更新率のペースアップに努めてまいります。</p> <p>なお、更新需要に必要な費用を確保できるように、経営審議会にはかり適正な料金体系に努めてまいります。</p> <p>令和4年8月26日措置通知 市長</p>
2	浄水課	<p>(3) 浄水施設（堀口浄水場・荒井浄水場）</p> <p>② 管理台帳の整備・運用状況</p> <p>施設台帳の作成について</p> <p>水道法においては施設台帳の作成が求められており（ただし、当該規定は令和4年9月30日まで適用されないものとされている）、水道法施行規則において、施設台帳における調書には、少なくとも、水道施設の名称、設置年度、数量、構造又は形式及び能力を記載することとされている。</p> <p>各浄水場では施行規則に定める項目について記載された台帳を既に作成されているが、施行規則においてコンクリート構造物に係る定期点検の結果、損傷等が検出され、修繕等を行った場合には、修繕の履歴を記録することが求められており、施設台帳に記載することが望ましいと考えられる。</p> <p>荒井浄水場では施設台帳を作成し、修繕の履歴を記載することとしている一方、堀口浄水場では荒井浄水場のような施設台帳は作成されておらず、修繕履歴はExcelで作成した一覧表をもって管理している。しかし、その一覧表には修繕の内容が記載されておらず、また、監査時点では当該一覧表を整備中とのことであり、全ての設備が網羅されていないとのことであった。</p> <p>局として管理上施設台帳に記載すべき内容を検討し、施設台帳の様式を定めて、適切に運用することが望まれる。</p>	措置 (完了)	<p>今般の堀口浄水場に係る施設台帳に荒井浄水場のような修繕履歴の記載がなかったことについては、両浄水場において、水道施設台帳は既に整備しているものの、修繕記録を紐づけるなど、その活用方法についてお互い情報交換を行ってこなかったことが原因であります。</p> <p>意見のあった点については、修繕履歴が記載されており、既に運用している荒井浄水場の様式と同様のものとするを局として決めました。</p> <p>今後は、局として施設台帳の活用方法を含め維持管理全般について、定期的に情報交換を行うなど、維持管理の強化に努めてまいります。</p> <p>令和4年8月26日措置通知 市長</p>
4	経営管理課	<p>会計上の固定資産台帳の登録方法について</p> <p>会計上の固定資産台帳には、資産名称や取得年度の記載はあるものの、管理番号等の登録は行われておらず、管理上の施設台帳との紐付けを行うことはできない。</p> <p>固定資産に係る会計処理を適切に行うとともに、管理上で会計情報を有効に活用するために、管理上の施設台帳と共通の管理番号等を設定し、会計上の固定資産台帳への登録を実施されたい。</p>	対応状況	<p>令和4年度から既存の整理番号や契約番号等により、現システム環境で可能な限り固定資産台帳と施設台帳との紐付けを図ったところです。</p> <p>なお、新業務システム構築（令和7年度運用開始予定）に併せて、新たな紐付け方法を検討してまいります。</p> <p>令和6年3月25日対応状況報告 市長</p>
5	浄水課 (堀口浄水場)	<p>③ 資産の現物管理の状況</p> <p>使用見込みのない固定資産について</p> <p>堀口浄水場の固定資産台帳に登録されている16m/m映写機については、今後使用する見込みがないと考えられることから、除却処理を実施すべきである。</p>	措置 (完了)	<p>意見のあった16m/m映写機については、令和4年5月に除却処理を行ったところです。</p> <p>今後は、所管する固定資産及び備品について、年1回は現物と照合し、使用の見込みがない場合はすみやかに除却の手続きを執るなど、適切な資産管理を行ってまいります。</p> <p>令和4年8月26日措置通知 市長</p>
6	経営管理課	<p>固定資産台帳の照合について</p> <p>固定資産台帳と現物の照合について、「郡山市上下水道局会計規程」では第102条第3項において定められており、照合頻度については「適時」とされている。</p> <p>この点、実務上は、資産登録時や除却時等、対象資産について詳細に確認するほか、概ね年1回、各所属で資産全体の確認を行っていることであるが、規程上も照合頻度について明確化し、取扱を統一するのが望ましいと考える。</p>	措置 (完了)	<p>令和5年3月31日に「郡山市上下水道局会計規程」を改正し、毎事業年度照合することを明記しました。</p> <p>今後は当該規程に基づき、照合作業を行ってまいります。</p> <p>令和6年3月25日措置通知 市長</p>

令和3年度 包括外部監査（令和4年3月24日報告） 【意見】

テーマ：水道施設及び浄水施設に係る事務の執行並びに関連する財務及び経営管理について

No.	該当所属	監査の結果（要約）	措置・対応状況の別	内 容
11	水道施設課	<p>3 工事契約 (2)個別工事契約の検討事項 固定資産台帳登録金額の算定について 上下水道局においては、設計金額を基礎として、固定資産台帳への登録単位に工事額を按分して登録金額を計算している。 しかし、局計算では、DIP (GX) φ300については直接工事費からその他の材料費等の合計を差し引いて計算しているが、直接工事費には、以下のように材料費以外の項目（土工事、仮設工事、管工事、各戸新管切替工事）が含まれていると思われる、土工事等の材料費以外の項目はDIP (GX) φ300以外にも配分すべきものと考えられる。 DIP (GX) φ300の按分計算の基礎値を直接工事費と他の項目の材料費等の差額で算定する方法が合理的なのかを再度検討されることが望まれる。</p>	措置 (完了)	<p>令和4年度からの固定資産台帳登録については、算定方法について再度検討した結果、各管材への按分において材料費以外の項目（土工事、仮設工事、管工事、各戸新管切替工事）を含めて算出した方が、主管材への配分の偏りが小さく合理的であることから、各管材に材料費以外の項目を配分する算定方法に改めて運用しております。 令和4年8月26日措置通知 市長</p>
12	水道施設課	<p>4 委託契約 (3)個別契約の検討 ③ その他の契約 第三者に対する情報提供について 本事業は、協力企業による「施工情報システム」構築について、上下水道局が研究協力を行うものである。具体的には、上下水道局が市内の外部業者に配水管更新工事を発注した際に、当該工事の受注業者が協力企業の提供するタブレット等の器具を用いて施工情報を入力し、記録を行い、関係する情報を協力企業に提供するというものであった。 当該研究の目的は、クラウドサービスを利用することで工事の進捗状況、管路の品質管理及び継手部の写真をリアルタイムに確認することができるシステムを構築することである。 監査人としては本件のような研究協力を進めることに反対しないが、進めるにあたっては、「共同研究の合意書」や「秘密保持契約書」を結ぶ必要があると考える。本件では、上下水道局には協力企業から提出された研究事業の「概要書」があるのみであった。合意書を用いて、「協力の範囲」、「期間」、「費用の負担」、「不測の事態への発生への対応」、「知的財産権の帰属」などを明確にしておくべきである。 また、上下水道局の配水管更新工事を受注した外部業者が業務上入手した情報を第三者に提供することは、上下水道局・外部業者間で締結する「業務委託契約書」に記載される「秘密保持条項」に抵触する可能性がある点をご留意いただきたい。</p>	対応状況	<p>本研究協力につきましては、令和2年度に終了したため、今後の共同研究等への協力に際しては、「共同研究の合意書」や「連携協力に関する協定書」により「研究目的」や「実施内容」をはじめ「協力の範囲」、「期間」、「費用の負担」、「知的財産の取扱い」、「守秘義務」等の取扱いを明確に定め、書面による協定等を締結し実施することにいたしました。 令和4年8月26日対応状況報告 市長</p>
16	水道施設課 経営管理課	<p>7 会計制度 (3) 貯蔵品の廃棄に際して 貯蔵品の管理について 令和2年度において、営業費用・資産減耗費として、たな卸資産減耗費 5,713千円が計上されている。 これは、従来、直営での修繕作業に用いるために備えられていた管路施設の補修資材につき、使用見込みがないと判断したものについて、廃棄したものである。（中略） 貯蔵品は、円滑に事業活動を行うために、一定量を保有し必要に応じて直ちに使用できるように保有するものであるが、紛失や盗難、流用等による資産の毀損リスクがある。また、未使用の資産を長期にわたり保有することは、資本の効率的な運用をさまたげることとなる。そのため、保有量は最小の貯蔵をもって最大の効果をもたらすものであることが望ましい。 令和2年度末時点での貯蔵品残高は46,658千円であり、当年度の廃棄実施により使用見込みのない貯蔵品は所有していないとのことであるが、無駄な貯蔵品を保有しないために、貯蔵品の使用部署と経営管理課での情報共有の機会を設けることや使用見込みに関する検討を行うなど、使用見込みのない資材について、適時に把握・処分できるような仕組みを整え、運用する必要がある。</p>	措置 (完了)	<p>使用見込みのない貯蔵品の把握については、処理手順に基づき、使用見込みに関する調査を行い、使用課と経営管理課で情報共有を図りました。 今後は、使用見込みを把握の上、貯蔵品の管理を行い、適正な処理に努めてまいります。 令和6年3月25日措置通知 市長</p>
17	総務課	<p>(4) 引当金について ① 退職給付引当金の計上誤り 退職給付引当金について 令和2年度の退職給付引当金は、同引当金の算定資料において、個人別の月額給料及び上下水道事業における在職期間等に基づき算定している。当該算定資料の計算過程を確認したところ、退職手当の調整額の計算において一部誤りがあった。郡山市水道事業における令和2年度の退職給付引当金が36千円過少に計上されており、同年度の水道事業の貸借対照表計上額の正確性が担保されていたか疑念が残る。 当該算定資料への情報の入力及び検証に関して、第三者による入力内容の確認が必ずしも十分な状況ではなく、計算誤りにつながった。今後は、入力情報及び計算結果の正確性を十分に担保するために、上席者等によるチェック体制を改めて整備及び運用する必要がある。</p>	措置 (完了)	<p>指摘があった退職給付引当金について、令和2年度分については、調整額の計算が誤っていた部分の確認及び訂正を行い、正しい算定内容となることを確認しました。 また、令和4年度から担当者の確認のほか、担当係長による入力内容の確認を実施することとしました。 令和4年8月26日措置通知 市長</p>

令和3年度 包括外部監査（令和4年3月24日報告） 【意見】

テーマ：水道施設及び浄水施設に係る事務の執行並びに関連する財務及び経営管理について

No.	該当所属	監査の結果（要約）	措置・対応状況の別	内容
18	経営管理課	<p>② 修繕引当金の計上について</p> <p>修繕引当金について</p> <p>「地方公営企業法施行規則及び水道事業における地方公営企業会計制度見直しの手引き」により、修繕引当金を含む全ての引当金について、4要件を満たしている場合にのみ引当金計上が認められていることが分かる。</p> <p>一方で地方公営企業法施行規則附則においては、新会計基準適用に伴う経過措置として、修繕引当金及び特別修繕引当金に相当するものについては、なお従前の例により取り崩すことができるとされている。</p> <p>以上より、修繕引当金については、従前の例により取り崩すことを前提に、最初適用事業年度の前事業年度末日時点の引当金を計上することができる。</p> <p>郡山市上下水道局・水道事業では、令和2年度において、平成26年度の新会計制度適用以前に引当てられていた修繕引当金1,194,612千円がその後取り崩しがなされないまま計上されている。</p> <p>上下水道局の説明によると、当該修繕引当金は、経過措置適用により計上しているものであり、新会計制度適用後は、これまで取り崩しを必要とする年度はなかったが、必要に応じて、従前の例により、取り崩すことが可能と考える。また、今後の取崩方針については、見込まれる修繕費の推移や経営状況等も踏まえ、総合的に検討していきたい、とのことである。</p> <p>ここで、経過措置の文言に「従前の例により取り崩す」とあるのは、本来は修繕引当金については一括取り崩しをすべきところ、従来の規程に準じて、修繕が実施された際に取り崩すことを例外的に認めるものであり、取り崩す予定がない場合に継続的に計上することは意図されていない。この点、計上額が多額であり、この取り崩しに相当する修繕が今後想定されるものなのか、現在の状況が経過措置の趣旨に合致しているか疑問が残るところである。</p> <p>修繕の実施に応じて取り崩すことはもちろん、引当金の計上要件に照らして、貸借対照表に計上されていることが妥当なものなのか、金額は妥当なのか等について、検討するべきである。</p>	措置 (完了)	<p>当該引当金について、今後の使用も見込まれないことなどから、資金の有効活用（将来の施設更新費用への備え）を図るため、令和5年度に全額を取り崩し、収益的収入の特別利益として処理しました。</p> <p>令和6年3月25日措置通知 市長</p>